

別表(第2条関係)

区分	リフォーム工事の内容
増築	空き家の居宅部分における床面積を増やす工事 ※同一の敷地内に別棟として建築された建築物は対象外とする。
減築	空き家の居宅部分における床面積を減らす工事
改築	空き家の一部を取り壊し、当該箇所に居宅部分を改めて建築する工事
修繕及び模様替え	1 居宅の耐久性を高めるための工事で、次の各号に掲げる工事 (1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の修繕工事 (2) 塗装工事 (3) 建物のかさ上げ又は床を高くする工事 (4) その他耐久性を高めるために必要な工事 2 居宅の安全上又は防災上における必要な工事で、次の各号に掲げる工事 (1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事 (2) 柱、はり等について耐震構造上有効な補強を行う工事 (3) 筋かい、火打等による補強工事 (4) 外壁を防火構造とする等の防火性能を高める工事 (5) 屋根を不燃材料でふき替える等の工事 (6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事 (7) その他安全上又は防災上における必要な工事(バリアフリー化工事を含む) 3 居宅の居住性の向上又は衛生上における必要な工事で、次の各号に掲げる工事 (1) 間取りの変更又は模様替えを行う工事 (2) 開口部等を設ける工事 (3) 台所、浴室又は便所の改良、取替え又は設置工事 (4) 建具の改良又は取替え工事 (5) 壁紙の張替え工事 (6) 断熱性又は遮音性を高めるための工事 (7) その他居住性の向上又は衛生上における必要な工事 4 その他町長が必要と認める工事 ※外構工事は対象外とする。